

議第45号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「を除く」を「（以下「会計年度任用職員」という。）を除く」に改め、「同項に規定する」を削る。

第3条中「および夜間定時制勤務手当」を「、夜間定時制勤務手当および夜間学級手当」に改める。

第6条第1項に次の2号を加える。

- (5) 中学校において夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用職員を除く。）で正規の勤務時間以外の時間に夜間学級の授業を行うもの
- (6) 夜間学級の業務に従事することを本務としない職員（会計年度任用職員を除く。）で正規の勤務時間に夜間学級の授業を行うもの

第6条第2項中「各号」の右に「に掲げる職員の区分に応じ、当該各号」を加え、同項第2号中「および第3号」を「、第3号および第5号」に改め、同項第3号中「前項第4号」の右に「および第6号」を加える。

第11条の2の次に次の1条を加える。

（夜間学級手当）

第11条の3 夜間学級手当は、夜間学級の業務に従事することを本務とする職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師に限る。）が当該業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校職員条例第10条の2第1項の管理職手当の支給を受ける職員 680 円
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 1,200 円

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。